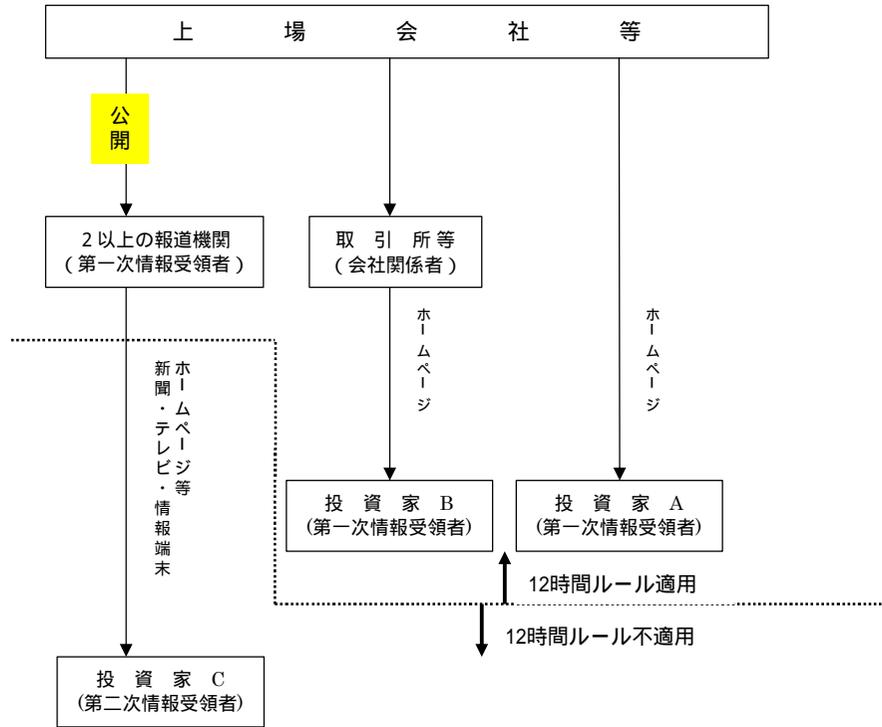


インサイダー取引規制における公表措置(現行)

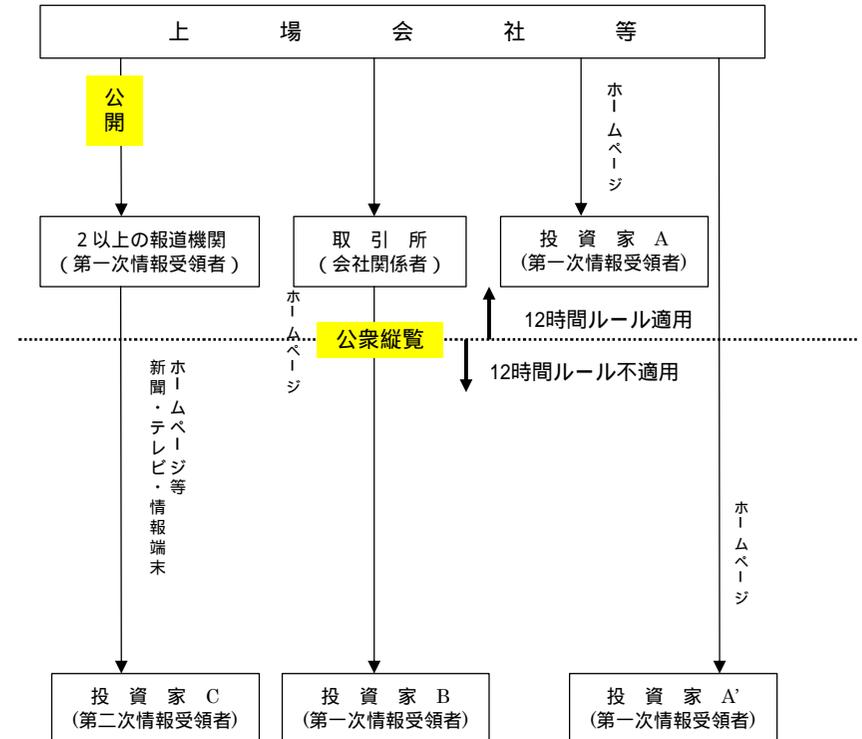


インサイダー取引規制が解除される重要事実の公表とは、
重要事実が記載された有価証券報告書等の財務局における公衆縦覧
2以上の報道機関への重要事実の公開後12時間経過（12時間ルール）

第一次情報受領者たる投資家A、Bは2以上の報道機関への重要事実の公開後12時間経過（＝公表）しなければ、インサイダー取引規制が解除されない。

投資家Cは第二次情報受領者であるので、重要事実を知って直ちに取引可能。

インサイダー取引規制における公表措置(見直し後)



インサイダー取引規制が解除される重要事実の公表とは、
重要事実が記載された有価証券報告書等の財務局における公衆縦覧
2以上の報道機関への重要事実の公開後12時間経過（12時間ルール）
取引所等における重要事実の公衆縦覧（ホームページへの掲載）

第一次情報受領者たる投資家Aは、重要事実が取引所等のホームページに掲載されると、インサイダー取引規制が解除される。（重要事実が取引所等のホームページに掲載されるまでは、12時間ルールの適用あり。）

投資家A'、Bは、重要事実が取引所等のホームページへ掲載された後に知ったので、第一次情報受領者であっても直ちに取引可能。

投資家Cは第二次情報受領者であるので、重要事実を知って直ちに取引可能。